

同居家族がいる場合の生活援助の取扱いについて

島田市長寿介護課

島田市包括ケア推進課

要介護・要支援認定を受けた方でも原則同居家族がいる場合、生活援助の導入はできません。導入できる場合は、個々の状況に応じてやむを得ない事情がある場合のみです。生活援助を介護（予防）サービス計画に位置づける場合は、状況を確認のうえサービス開始前に計画書等の提出をお願いします。

また、生活援助は身体介護と組み合わせて提供される場合でも事前に必要書類の提出が必要となります。

なお、事前に必要書類の提出がなかったことが後にわかった場合、またはサービス開始後に提出した場合は、算定不可とする場合がありますので、ご注意ください。

1 同居家族の考え方

下記の場合にあてはまれば同居家族に該当します。

- (1) 同じ家屋に家族等が住んでいる。
- (2) 二世帯住宅、あるいは同じ建物に家族が住んでいる。玄関（入口）の別、建物の内部がつながっていない等家屋の構造は問わない。
- (3) 同一敷地内または隣接する敷地に家族等が住んでいる。(2)と同様、家屋の構造は問わない。
- (4) 別居の家族等が支援が必要となった生活援助を行える場合。
- (5) その他、日常的に生活援助が行える家族、知人、友人がいる場合は、同居家族に準じる。判断が難しい場合は市に確認してください。

※上記については、住民基本台帳上ではなく、生活実態で判断してください。

※住民基本台帳上での住所が同じでも、有料老人ホーム等に入所されているなどで生活実態が異なる場合には、市への確認は必要なし。ただし、経過記録等にその旨記録すること。

2 同居家族がいる場合の生活援助の導入にあたっての注意事項

同居家族がいる場合は、原則、生活援助の算定はできませんが、同居家族が「障害」や「疾病」等により家事等ができない場合、または次にあげるような状況である場合は算定できる場合があります。

ただし、サービス担当者会議において、本人ができること、できそうなこと、同居家族ができること、別居家族ができること及びインフォーマルサービスで対応できることを十分アセスメントしたうえで、介護保険サービスの必要性の有無を検討し、必要と判断した場合は、必要な支援の内容と必要性についても検討し、決定してください。

- (1) 同居家族が障害、疾病や要介護等の認定を受けていて、家事等が困難である場合

障害、疾病や要介護等の事実のみを理由に生活援助を算定することは認められません。障害名、

疾病名、要介護度を明らかにしたうえで、できること、できないことを明確にし、算定の可否の判断をしてください。なお同居家族の疾病に関することは、その主治医に確認する必要はありません。

(2) 障害や疾病はないが、同様のやむを得ない事情で家族による家事が困難である場合

やむを得ない事情とは

① 高齢による筋力低下があり困難な家事がある場合

※単に高齢ということのみの理由で生活援助の導入はしないこと。

② 家族でも困難な家事があり、代替手段もない場合

※家族等が担えない場合でも、インフォーマルサービス等代替手段の活用についても必ず検討して下さい。「単にやったことがない」家事は該当しません。

③ 安全面や健康面、衛生面からみて必要が高い場合

例)「呼吸器疾患等により日常的に室内の清掃保持が必要(担当医からの指示あり)だが、家族は仕事で帰宅が遅いため、こまめな掃除ができない」

「自力排泄は可能だが、ほぼ毎回トイレを汚してしまい、その都度の掃除が必要」など。

④ 時間が限定され、その時間に家族などの支援が得られない場合

例)「食事の準備や服薬の確認等、家族不在の時間帯であっても定期的に行わなければならないことがある」

⑤ 家族等に無理に介護を行わせることで介護負担が重くなり、健康面に支障がでる等いわゆる

「共倒れ」になる恐れがある場合。

(3) 同居家族との関係において、極めて深刻な問題があり、援助ができない場合

① 介護放棄や修復不能なこじれ等は該当しますが、単にやった事がない、遠慮があつて頼みにくいなどは該当しません。

② 虐待が疑われる事例については、利用者の居住地を担当する地域包括支援センターに相談した上で検討してください。

(4) 同居家族に精神疾患等を疑うような状況があり、援助が期待できない場合

診断は受けていないが、会話等から精神疾患が疑われ、なおかつ援助が期待できない場合等。

(5) その他やむを得ない事情があると判断した場合

3 日中独居の取扱い

単に日中不在や出張で不在という理由のみで算定することは認められません。どの時間帯(期間)が独居になるのか確認し、独居になる時間帯においてサービスを行わなければならない支援内容なのか、家族等が在宅中にできる支援内容なのか、よく検討してください。

(1) 同居家族が就労していて、長時間の日中独居、または出張で不在になるため独居の状態になる場合。

(2) 同居家族の就労状況により必要な支援が受けられない場合。

例)「深夜勤の仕事で日中は家で休息をとらなければならない」

「日中勤務だが残業が多く帰宅が遅い」など

4 計画書等の提出時期

サービス担当者会議で必要性があることを確認したうえで、サービス開始前に提出してください。

- (1) 新規で生活援助を導入しようとするとき
- (2) 生活援助の内容を変更しようとするとき（サービス提供時間の増、生活支援の内容の変更、回数が増のいずれかに該当する場合）
- (3) 要介護認定者では居宅介護支援事業所、要支援認定者や事業対象者では地域包括支援センターが変更になるとき
- (4) 3か月以上、生活支援の給付実績がなかった場合
- (5) 要支援・要介護認定を更新や区分変更するとき
- (6) その他保険者が必要と認めた場合（該当する場合は、個別に連絡します）

5 提出書類

| | 提出書類 |
|----------------------|---|
| 要介護認定を受けている者 | ①届出書 ②フェースシート ③居宅サービス計画書（第1表、第2表、第3表、第6表、第7表） ④サービス担当者会議録 ⑤アセスメント表 ⑥その他必要と判断した書類 |
| 要支援認定を受けている者、総合事業対象者 | ①届出書 ②利用者基本情報 ③介護予防サービス支援計画書 ④サービス担当者会議録（または相当する支援経過記録） ⑤サービス利用状況のわかる書類 ⑥その他必要と判断した書類 |

6 提出先

| | 提出先 |
|--------------|-----------------|
| 要介護認定を受けている者 | 島田市長寿介護課認定指導係 |
| 要支援認定を受けている者 | 島田市包括ケア推進課地域支援係 |
| 総合事業対象者 | 島田市包括ケア推進課地域支援係 |

※要支援認定を受けている者及び総合事業対象者で居宅介護支援事業所に計画作成を委託している者については地域包括支援センターが島田市包括ケア推進課地域支援係に提出してください。

7 生活援助導入の可否について

- (1) 必要書類の提出を受けてから7日を目安にお伝えします。ただし、内容に不備や疑義がある場合にはその限りではありません。
- (2) 緊迫性がある場合（直ちにサービスを導入しなければ利用者の生命に危険を及ぼす可能性が高い場合等）は早めに検討しますので、必要書類提出時にその旨申し出てください。

8 生活援助導入可能な期間について

導入可能と認めた場合の期間は設けません。しかし下記のいずれかに該当する場合はその時点で導入可能期間を終了とします。導入可能期間終了後、引き続き生活支援が必要と判断した場合は、計画書等の提出が再度必要となります。

- (1) サービス提供時間の増、生活支援の内容の変更、回数が増のいずれかに該当する場合（いずれも一時的（4週未満）な変更の場合を除く）

- (2) 要介護認定者では居宅介護支援事業所、要支援認定者や事業対象者では地域包括支援センターが変更になった場合
- (3) 3か月以上、生活支援の給付実績がなかった場合
- (4) 要支援・要介護認定を更新、区分変更したとき
- (5) その他保険者が必要と認めた場合（該当する場合は、個別に保険者から連絡します）

9 すでに市に相談し生活支援の導入が認められているケースについて

- (1) 平成30年3月以前に導入が認められているものであって、平成30年10月以降も引き続き生活援助が必要な場合は、計画書等の提出が必要です。
- (2) 平成30年4月以降に導入が認められているものについては、上記①～④のいずれかに該当するまでは、計画書等の提出は必要ありません。

10 点検項目

生活支援導入の可否を判断するにあたっては、下記の事項について点検します。

- (1) 適切なケアマネジメントかつ自立支援に資する内容となっているか（できないことを補うのみの内容となっていないか）
- (2) 利用者本人にとって生活援助が必要なのか（本人ができないことだけでなく、できそうなことについてもきちんとアセスメントしているのか）
- (3) 同居家族の状況（要介護状態、障害の等級、疾病の状況、仕事等の状況を確認し、これらのことによつてどのような家事ができないのか）
- (4) 同居家族が家事ができないやむを得ない理由があるのか
- (5) 別居家族の状況や本人に対する支援の状況について
- (6) 同居家族が要介護等の認定を受けている場合で、本人だけでなくその要介護認定を受けている同居家族に対しても必要な生活援助である場合、按分しているか
- (7) サービス提供内容が保険給付サービスとして適切か（老計第10号、老振第76号）
- (8) 介護保険で算定する部分と算定しない部分（家族の支援、インフォーマルサービス、自費利用等）についてきちんと区別して居宅（介護予防）サービス計画に位置づけているか
- (9) (1)～(8)についてアセスメント、担当者会議及び居宅（介護予防）サービス計画にサービス内容や導入の理由が明確に確認できるか（老企第36号第2の2（6）に沿っているか）
- (10) 生活援助の部分だけでなく、居宅（介護予防）サービス計画全体の確認
- (11) 特にアセスメント、課題（ニーズ）、長期目標、短期目標、サービス内容が一致しているかを確認
- (12) 家事の一連の動作についてもきちんとアセスメントされているか（例えば洗濯ができないとして洗濯をサービスに取り入れることは不可。洗濯のどの動作ならできてどの動作はできないのかを具体的に明らかにしたうえで、できない部分を保険適用とすること）